

山梨県公報

第千九百六十二号

平成二十一年

七月六日

月 曜 日

目 次

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	三四五
県営土地改良事業計画の決定	三四五
河川区域の指定の一部改正	三四五
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	三四五
平成二十一年度行政書士試験の実施	三四六
平成二十一年度クリーニング師試験の実施	三五〇

告 示

山梨県告示第二百十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十一年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定する区域 南都留郡西桂町小沼九五八番地一の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 トリクロロエチレン

山梨県告示第二百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(大炊平地区中山間地域総合農地防災事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 縦覧書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成二十一年七月六日から平成二十一年八月三日まで
- 縦覧場所
身延町役場
- 異議申立期間
平成二十一年八月四日から平成二十一年八月二十四日まで

山梨県告示第二百十三号

一級河川新川に係る河川区域の指定(昭和五十年山梨県告示第二百十号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図から第二号図までに係る区域を次のように変更する。
(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所(身延管理課を除く。)に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十一年六月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人茅ヶ岳歴史文化研究所

2 代表者の氏名 新藤武義

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市明野町上手八千三百十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、主に山梨県内に在住する人々に対して、文化財に関する情報と役務を提供し、地域史に関する知識、理解の深化、文化財保護意識の高揚を図り、茅ヶ岳山麓および周辺地域の文化財と歴史環境を保全、活用することをもって公益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年六月二十六日から同年八月二十五日まで

● 平成二十一年度行政書士試験の実施

財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十一年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年七月六日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

- 1 試験期日 平成21年11月8日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 甲府市酒折2丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成21年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成21年8月3日(月)から9月4日(金)まで

イ 受付場所 (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月4日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間 平成21年8月3日(月)から8月28日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月28日必着のこと)

○ 名称 (財)行政書士試験研究センター

○ 住所 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

② 窓口配布

○ 配布期間 平成21年8月3日(月)から9月4日(金)まで

○ 配布場所

・山梨県行政書士会

甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル3階

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

・山梨県庁西別館1階

甲府市丸の内1-8-17 山梨県庁西別館1階

(土・日・祝日を含む。8月4日から配布開始)

・山梨県総務部私学文書課

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・峡東地域県民センター

甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・峡南地域県民センター

南巨摩郡鯉沢町771-2 南巨摩合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・中北地域県民センター

韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・富士・東部地域県民センター

都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

① (財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力して下さい。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

○ VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成21年8月3日(月)午前9時から9月1日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月1日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなく

なりますのでご注意ください。

② 最終日（9月1日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方で試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って（財）行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成22年1月25日（月） 午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、(財) 行政書士試験研究センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

平成二十一年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。

平成二十一年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十一年十月二十一日（水）午前九時三十分

二 試験場所

甲府市朝気二丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）

三 受験資格

クリーニング業法第七条第三項に規定する者

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）

(四) 写真（出願前六か月以内に撮影した手札形（縦十二・七センチメートル、横八・九センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を添付し、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

3 受験願書受付期間

平成二十一年八月十九日（水）から同年九月一日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便若しくは簡易書留郵便とし、平成二十一年九月一日までの消印のあるものを有効とする。

4 受験願書等の提出先

五 試験科目

1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識

(二) 公衆衛生に関する知識

(三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの各保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三三 一四八八）に問い合わせること。

受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する各保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。